



2022年6月27日

各 位

会 社 名 スルガ銀行株式会社  
代表者名 取締役社長 嵯峨 行介  
(コード番号 8358 東証プライム)  
問合せ先 上席執行役員  
総合企画本部長 秋田 達也  
(TEL 03-3279-5535)

## 株主による当社第 211 期定時株主総会に関する株主権妨害禁止 仮処分命令等の申立ての却下決定に関するお知らせ

当社は、2022年6月22日付「株主による当社第 211 期定時株主総会に関する株主権妨害禁止仮処分命令等の申立てに関するお知らせ」でお知らせいたしましたとおり、当社株主303名(以下「債権者ら」といいます。)より、当社及び当社代表取締役社長を債務者として、2022年6月29日開催予定の当社第 211 期定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)に関して、2022年6月17日、静岡地方裁判所沼津支部に株主権妨害禁止仮処分命令等の申立て(以下「本申立て」といいます。)を受けておりましたが、本日、本申立てについて却下決定が下されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

a. 申立ての却下決定がなされた日

2022年6月27日

b. 却下決定がなされるに至った経緯

債権者らは、会場における座席の制限及び事前登録制は株主参与権の行使の侵害であるとして、主位的に、当社は本定時株主総会を開催してはならない旨の仮処分命令を、予備的に、当社及び当社代表取締役社長は本定時株主総会に債権者らが出席して株主権を行使することを妨げてはならない旨の仮処分命令を求めておりました。当社といたしましては、新型コロナウイルス感染症が未だ収束しない状況下における本定時株主総会の開催に当たって、会場における座席の間隔を広く取る必要があるところ、事前登録制は、経済産業省及び法務省による令和2年4月2日付「株主総会運営に係るQ & A」においても採用可能として認められている方法であり、抽選も第三者である外部業者に委託して公正に行っておりますので、法令違反も不当な点もないこと等を理由として、本申立ては速やかに却下されるべきであると主張してまいりました。

c. 仮処分決定の内容

債権者らの申立てをいずれも却下する  
申立費用は債権者らの負担とする

静岡地方裁判所沼津支部は、①経済産業省及び法務省の令和2年4月2日付「株主総会運営に係るQ&A」では、当社が本定時株主総会において採用した事前登録制と同様の事前登録制を採用することが許容されており、かかる見解は現在までに変更されていないこと、②当社の第210期定時株主総会においては、議事の最中に出席した株主が大声で不規則発言をしたり、議長がいた会場前方の演台に複数の株主が係員の制止を無視して詰め寄る場面が散見されるなど、飛沫感染等のリスクが生じていたことからすると、現時点で不特定多数の株主が当社の定時株主総会に全国から集まる際に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止という公益目的のために出席する株主数を一定数に限定し、かつ、株主間の公平性を担保するために、事前登録の希望者が会場に設置する座席数を超える場合には事前登録者から抽選により出席者を選定するという事前登録制を採用することは、やむを得ないものであり、これが合理性を欠くものであるとは認められない等として、債権者らの主位的申立ては理由がないと判断しました。

また、予備的申立てについても、債権者らの主張する総会参与権は、会社に対して、希望する株主全員を株主総会に出席させなければならない権利であるとは認められず、また、本件においては、株主総会における趣旨説明や質疑応答の場面で、債権者303名全員の出席が不可欠であるとは考え難く、また、当選した株主である債権者あるいは当選者から委任された株主である債権者において、株主提案の趣旨説明を行うことは十分可能であるから、事前登録制を採用したことが、抽選により出席することができない債権者との関係で、その総会参与権を不当に侵害するものであるとは認められず、抽選に当選した債権者又は当選した債権者の委任を受けて本定時株主総会に出席できる債権者との関係では、総会参与権を制約するものではないから、結局、予備的申立てに係る被保全権利が認められず、理由がないと判断しました。

d. 今後の見通し

当社といたしましては、今般、当社の採用する事前登録制及び事前抽選制の正当性が司法判断により正面から肯定されたものと受け止めており、当社は、本申立ての却下決定を受け、本定時株主総会を予定どおり開催いたします。

以上